社会福祉法人　聖徳園

甲武地域包括支援センター

（介護予防支援・介護予防ケアマネジメント）運営規程

（事業の目的）

第１条 社会福祉法人　聖徳園　が開設する甲武地域包括支援センター（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援１・２及び事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の担当者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

２　事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

３　事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

４　事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

５　事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名称　　　甲武地域包括支援センター

（２）　所在地　　西宮市段上町６丁目２４－１

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）　管理者　１名（常勤。但し下記担当職員と兼務する。）

管理者は、事業所の担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

（２）担当職員

保健師又は厚生省令に定める人員　１名以上（常勤）

主任介護支援専門員　１名以上（常勤）

社会福祉士　１名以上（常勤）

介護支援専門員　業務の状況に応じて配置する。

担当職員は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。

但し、介護支援専門員は介護予防支援のみの提供となる。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日までとする。　ただし、１２月３１日から１月２日までを除く。

（２）営業時間　午前９時から午後５時３０分までとする。

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第６条　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容は次のとおりとし、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

（１）提供方法　介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第３７号第２９条から第３１条の規定）に従って実施

（２）利用者の相談を受ける場所は第３条に規定する事業所内又は自宅とする。

（３）サービス担当者会議について

①開催場所は第３条に規定する事業所内、サービス事業所内又は自宅とする。

②サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

（４）担当職員による居宅訪問頻度等

①提供開始月

②提供開始月の翌月から起算して３月に１回

③サービスの評価期間が終了する月

④利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

⑤モニタリングの結果記録　　少なくとも１月に１回

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、西宮市との委託契約で定める地域とする。

（事故発生時の対応）

第８条　担当職員は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第９条　事業の実施に際しては、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

２　担当職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

３　職員であった者は、退職後においても前項の秘密を保持する義務を負う。

４　事業所は介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は西宮市、社会福祉法人聖徳園理事長及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１０条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附　則

この規程は、平成１８年４月　１日から施行する。

この規程は、平成２１年４月　１日から施行する。

この規程は、平成２３年１月１７日から施行する。

この規程は、平成２３年４月　１日から施行する。

この規程は、平成２９年４月　１日から施行する。

この規定は、令和　３年４月　１日から施行する。